金沢大学漫画アニメＳＦ同好会会則

第一章　総則

第一条（名称・目的）

本会は金沢大学漫画アニメＳＦ同好会と称し、通称を CAS るとする。 本会の目的は各構成員が自己実現の場を得る事であり、本会は本会を通じて各構成員が自己を高めていくことを期待する。

第一条の二（定義規定）

この会則において、当該年度は本年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月末までの期間、会計年度は本年度 6 月 1 日から翌年の 5 月末までの期間をそれぞれを指すものとする。

第一条の三（所在地）

この会の所在地を「金沢市角間町　金沢大学」に置く。

第二条（会員）

一、金沢大学に所属する学生で本会に入会した者は会員となり、退会・除名によりその地位を失う。

二、会員は本会の企画に参加し、総会において役員の選出を行い、役員に選出される権利を有する。また総会に議案を提出する権利を有する。

三、会員は総会に出席し、会費を支払い、また会則・総会の決定事項及び役員の指示に従う義務を負う。

四、活動場所である、大学会館第４・５中集会室、東課外活動共用施設を利用する権利を有する。又、本会公式の Discord のサーバーに参加する権利を有する。これは各班個別のサーバーも含める。

第三条（班）

一、本会には、活動の円滑な運営および会員相互の交流を深めるため、特定の目的を持った「班」を置くことができる。

二、班は、サークルの名称を冠した活動、および部室・備品の使用、予算の申請を行うことができる。

第三条の二（班の成立）

一、班を新設しようとする者は、以下の条件を満たした上で、会長（または役員会）に申請し、承認を得なければならない。

(1)本会の会員 5 名以上で構成されていること

(2)本会の趣旨に反せず、具体的な活動目的を有すること。
(3)班を代表する責任者（班長）を 1 名置くこと。
(4)一時的な集まりではなく、継続的な活動が見込まれること。

第三条の三（班の解散）
設置目的が喪失された場合は、役員会の判断により解散を命じることがある。

第四条（準会員）
一、金沢大学の正規学生でない者、または大学院生で入会を希望する者や継続して CAS るに所属するものは、準会員として入会、所属することができる。
三、準会員は本会の企画に参加することができ、総会にはオブザーバーとして出席できる。総会で準会員の地位に影響を与えると執行部が認めた議題については議決権を与えられる。
四、入会・退会・除名についての規定は会員に順ずる。

第五条（入会）
入会は、本会則に同意し入会届を執行部に提出して行われる。原則、入会時期は 5 月の新歓時期とする。

第六条（退会）
退会を希望する者は、会長及び執行部役員が発行する退会届に必要事項を記入し、これを提出することで退会できる。

第七条（除名）
一、総会、その他の活動に長期欠席した者に対しては、まず執行部が出席の勧告をなす。それでも欠席が続く場合には会長が在会の意思の確認を行い、在会意思の無い場合もしくは返答の無い場合は除名対象となる。
二、会員が会費を 1 年分以上滞納した場合、除名の対象となる。
三、迷惑行為を行う者に対して、執行部は口頭または書面により注意・勧告を行う。なお、以下のいずれかに該当する場合、当該会員は除名対象となる。

(1)勧告後、執行部が指定した猶予期間を経過しても事態が改善されない場合。なお、原則 2 週間以上とする。
(2)同一または同種の迷惑行為について、3 回以上の注意を受けた場合。
(3)一度は改善が見られたものの、短期間のうちに同様の行為を繰り返した場合。

迷惑行為については次の通りとする。

(1)ハラスメント・暴力行為など他会員及び入会希望者等への犯罪行為ないしはそれに準ずる行為。

(2)サークル内でのみ扱うべき情報を流出させる行為。

(3)その他、本会の名誉を著しく傷つけ、または運営に重大な支障をきたす不利益な行為。

四、執行部は、前各項により会員を除名しようとする場合、当該会員に対し、除名決議を行う総会の一か月前までに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

五、前項の通知を受けた会員は、総会において決議がなされる前に、執行部に対して書面または口頭により弁明を行う機会を与えられる。ただし、正当な理由なく指定の期日までに弁明がない場合は、その権利を放棄したものとみなす。

六、除名対象となった会員は、総会の決議により除名することができる。また、上記の者が会費を滞納していた場合、第一章第八条第四項に準ずる。

第八条（会費）

一、会の運営のため、5000円を会費として7 月までに納入する義務を負う。Q1,Q2 と Q3,Q4 で前期後期とし、後期入会者の会費は 2500 円とする。ただし、後期入会者は次年度の役員になれないものとする。

二、会費の出納事務については会計が責任を負う。当該年度に入会した会員は入会後 2 カ月後までに納入する義務を負う。

三、会費は各会員が会計部に納める。

四、会員が会費を 1 年分以上滞納した場合、除名の対象となる。

五、準会員の会費は年額 2500 円とする。

六、退会時又は除名時に当年分の会費を納入し終えていた場合でも、会費は会員に払い戻されない。

第八条の二

宴会には原則会費を使用しないものとする。但し、追い出しコンパ、及び新歓での新入生に対する費用は特例として許可する。

第九条（役員）

一、本会執行部は役職において会長、副会長、会計部長、イベント委員、文サ委員、及び役員会への参加権を持つ班長を置く。

二、各班班長は各班の会員から副班長を選任する権利を持つ。

三、本会の円滑な運営を図るため、役員会への参加権を持つ班長の人数を 9 名に制限する。本権限は予算制の履行権に伴うものであり、これを執行部及び総会からの任命を経て有するものとする。

予算制の履行は会計年度続くものとする。
四、役員にやむを得ぬ事由のあるとき、総会の承認により辞任できる。その際の後任者は前任者の任期を引き継ぐ。
五、役員として不都合が認められるときには、総会の議決により罷免される。
六、役員は必要に応じ職務の一部を会員・準会員に委任する権限を持つ。
七、役員は本会則に従い、誠実にその職務を果たさなければならない。

第十条（届出）
本会則による各届出は、執行部が定める方式によるものとする。

第十一条（会則）
一、本会則は改正後も永久に保存するものとする。
二、会員は必ず本会則を厳守しなければならない。
三、本会則に改正の必要ありと認められる場合、総会に改正案を提出することができる
四、総会で本会則の改正が可決された場合、その決議に基づいて執行部が改正会則の作成を行う。その際執行部は改正会則の施行をなるべく速やかに行わなければならない。

第二章　総会

第十二条（総会）
総会は本会の最高意思決定機関である。

第十三条（総会規則）
一、総会は原則会長が召集するものとし、毎年一回以上開催する。ただし、原則長期休業中と 4 月中は開かない。
二、召集は会長が開会の二週間前まで、あるいは総会終了時に次の総会の召集を行う。
三、総会は会員で構成し、役員会員の過半数と役員会員総数と同数の一般会員の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。但し本会則の改正の議案についてのみ出席者の 2/3 の賛成をもって可決とする。
四、総会では、次の事項を議決する。
（ア）年度活動計画及び予算
（イ）活動報告及び決算の承認
（ウ）役員の選任
（エ）本会の解散、合併に関する事項
（オ）会員の除名に関する事項
（カ）その他、本会の運営に関する重要事項

五、役員会員総数と同数の会員の請求により臨時総会を開くことができる。
六、役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

第三章　執行部会

第十四条（執行部会）
一、執行部会は通常本会の事務執行機関であり、事務手続きに対して裁量権をもつ。会長・副会長により構成される。
二、執行部会は各届出の管理、住所録の作成、公式書類の手続きなどを行う。
三、執行部会は事務手続きを行ったことを会員に知らせる義務を負う。

第四章　事務

第十五条（会長）
一、会長は本会を代表し、会の責任を負い、会の運営の調整を行う。また、広く会員の意見を受け、会の運営に反映させなければならない。
二、会長は本会の各種出版物の発行責任を負う。

第十六条（副会長）
一、副会長は会長を補佐し、必要な時は会長の代理を行う。また総会の書記、総会議事録の作成・ 公布を行う。

第十七条（会計）
一、会計は会費の徴収・管理を行い、総会の議決による企画または事務手続きで発生する 経費を支払う。
二、会計は毎年 5月に決算を作成し、会員に公開しなければならない。
三、当該年度の 6 月以降に支払いが確認できない会員に対しては会計が催促の連絡を行わなければならない。ただし、当該年度に入会した会員については入会後 1 カ月で連絡を行わなければならないものとする。

第十八条（編集長）
一、編集委員は各種出版物の編集責任を負う。但し編集委員の関わらない会内の出版物に関し ては、その編集者が編集責任を負う。

第十九条（IT 班長）

一、IT 班長は本会のウェブサイトの作成・更新を行い、管理の責任を負う。また、本会宛のメールチェックを行い、執行部に報告する。

第五章　予算

第二十条（予算制）
一、この会で集められた会費の円滑な利用のための制度として予算制を定める。
二、予算制の履行権を有するに伴い、予算は毎年度ごとに役員会にて編成し、総会において承認を受けなければならない。
三、予算に基づかない支出については、総会での承認を必要とする。
四、予算は当該会計年度の前年度の 75%を割り当ての上限とする

第二十一条（予算の繰越）
一、当該会計年度に使用されなかった予算については、翌年度の積立金として繰り越すものとする。

第二十二条（予算の使用手続）
一、予算の使用手続きは各班長、会長又は副会長のみが行うこととする。

第二十三条（予算の修正）
一、予算の修正が必要となった場合は、役員会において協議の上、総会の承認を経るものとする。

第二十四条（報告義務）
一、予算の執行状況および決算は、当該会計年度終了後、総会において報告を受けなければならない。

第二十五条（予算使用状況の確認）
一、当該会計年度における予算の使用状況については、総会時に意見がある場合に限り、その内容の確認および意見交換の時間を設けるものとする。
二、特段の意見がない場合には、当該時間を省略することができる。

第二十六条（予算編成の上限）
一、予算の編成にあたっては、原則として前年度の実績額の 75%を上限とする。
二、ただし、やむを得ない事情があると役員会が認めた場合は、この限りでないものとする。

付則

1. この会則は、令和 8 年 3 月 21 日から施行する。
2. この会則の改正は、次のとおりとする。

(1) 2007 年 6 月 20 日　一部改正
(2) 2008 年 5 月 14 日　第 2 章第 12 条第 1 項及び第 2 項改正
(3) 2009 年 6 月 16 日　一部改正
(4) 2009 年 6 月 25 日　一部改正
(5) 2010 年 1 月 17 日　第 6 条第 3 項改正
(6) 2014 年 2 月 24 日　第 7 条一部改正
(7) 2025 年 1 月 3 日　一部改正
(8) 2025 年 4 月 13 日　一部改正
(9) 2026 年 3 月 21 日　一部改正